

## 経営者保証に関するガイドラインへの取り組み

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行行協会及び日本商工会議書が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドラインを踏まえ当JAは本ガイドラインを尊重し遵守するための態勢整備を実施しました。

当JAは今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

本ガイドラインの詳細については以下URLをご参照ください。

全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/> 全国銀行協会のサイトへリンクします)

日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html> 日本商工会議所のサイトへリンクします)

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況や融資の内容を総合的に判断し、お客様の意向も踏まえて検討いたします。

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

農業者等との間で保証契約を締結する場合は、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関して丁寧かつ具体的な説明を行います。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

・農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れをうけた場合は、保証契約の必要性等を検討し、その結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

・事業承継が行われた場合、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討します。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について検討させていただきます。

### 4. 経営者保証を履行するときの対応について

ガイドラインに基づいた保証債務履行時は、保証人の保証履行能力、残存資産の範囲について検討を行った上で、総合的に勘案して決定します。

\*ご相談の内容によっては当JAの審査が必要となる場合や手数料・諸経費がかかる場合がございます。

また、一般のご融資と同様審査結果によりましてはご希望にそえない場合もございます。